

第十四章 国務大臣等

三五六 国務大臣の議院の会議への出席に関する例

国務大臣は、その所管に属する案件が議題となるとき、又は答弁のため出席を求められたときは、議院の会議に出席する。

(注) 第二回国会昭和二十三年六月九日の議院運営委員会において、国務大臣の議院の会議への出席問題につき次の趣旨の決定があつた。

- 一、国務大臣の出席は、両議院を通じて原則として本会議を優先的に取り扱うよう政府に申し入れること。
- 二、出席を要求された国務大臣に当日支障ができたときは、欠席に関してあらかじめ了解を求めるよう政府に申し入れること。

三、重要な案件に関する本会議の開会中には、原則として委員会を開会しないこと。

第五十八回国会昭和四十三年五月八日の議院運営委員会理事會において、国務大臣が議院の会議に欠席する場合は、事前に文書をもつてその旨を申し出ることとする旨の決定があつた。

参照 三二〇号、三九一号、四四〇号、四四一号

三五七 予算の会議及び国務大臣の演説に関する件の会議には、
全ての国務大臣が出席する

議院の会議において予算を審議するとき、国務大臣の演説及び同演説に対する質疑を行うときは、全ての国務大臣が出席する。

(注) 新型コロナウイルス感染症対策のため、議院運営委員会理事会の決定により、第二百一回国会令和二年四月二十七日及び同年六月八日の会議における国務大臣の演説及び同演説に対する質疑の際は、内閣総理大臣、財務大臣及び答弁要求のある国務大臣が出席した。また、同年四月三十日の会議における令和二年度一般会計補正予算(第1号) 外二案の審議及び同年六月十二日の会議における令和二年度一般会計補正予算(第2号) 外二案の審議の際は、内閣総理大臣及び財務大臣が出席した。

三五八 国務大臣の決算の概要報告の会議及び決算の会議への出席に関する例

第百五十六回国会(平成十三年度決算)以後、議院の会議において決算の概要についての財務大臣の報

告及び同報告に対する質疑を行うときは、全ての国務大臣が出席するのを例とする。
また、議院の会議において決算を審議するときは、内閣総理大臣及び財務大臣が出席するのを例とする。

(注) 第六十三回国会昭和四十五年四月二十七日の議院運営委員会理事会上において、本会議における決算審議の際の出席大臣は、原則として内閣総理大臣及び大蔵大臣とし、内閣総理大臣が出席できない場合は、大蔵大臣及び審査報告で警告を付された各省庁大臣とする旨の決定があった。

参照 三六九号、三七一号

三五九 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官の議院の会議への出席に関する例

内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、国務大臣の答弁を補佐するため、議院の会議に出席することができる。なお、国務大臣がやむを得ない事故のため議院の会議に出席できない場合、答弁のため副大臣の出席を求めたことがある。

国家公務員等の任命に関する件が議題となるときは、内閣官房副長官又は副大臣が出席するのを例と

する。

(注) 第五百五十一回国会平成十三年二月二十日の議院運営委員会理事会において、国家公務員等の任命に関する件が議題となるときは、内閣官房副長官又は副大臣が出席する旨の決定があった。

参照 三九一号

国 第六九条
(国 第七一条)

三六〇 政府特別補佐人の議院の会議への出席に関する例

内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、国会ごとに両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議に出席させることができる。また、政府特別補佐人は、会議において答弁することができる。

内閣から政府特別補佐人の出席に関し承認を求められたときは、議長は、議院運営委員会理事会に諮り、これを承認する。

(注) 国会法第六十九条は、制定当初、「内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長承認を得て政府委員を任命することができる。」となっており、政府委員は、国務大臣の答弁を補佐するため議院の会

議又は委員会に出席することができたが、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）による本条の改正により、第四百四十六回国会平成十一年十月二十九日（召集日）から政府委員制度は廃止された。この改正により、従来、政府委員に任命されていた者のうち、内閣官房副長官及び政務次官（平成十三年一月六日の政務次官廃止後は、副大臣及び大臣政務官）は、明文の規定をもって議院の会議又は委員会に出席できることとなり、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長は、両議院の議長の承認を得て、政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができることとなった。その後、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）による本条の改正により、原子力規制委員会委員長が政府特別補佐人に加えられた。

参照 三九一号

三六一 国務大臣が出席しなかったため、休憩し若しくは議事を

延期し又は議院の議決によりその出席を求めた例

議題に関係のある国務大臣が出席しなかったため、休憩し若しくは議事を延期し又は議院の議決によりその出席を求めたことがある。その主な例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年四月四日の会議において、中共地区引揚問題並びに本年度一般帰還者の受入態勢に関する緊急質問に入るに先立ち、「院議を以てこの際直ちに、吉田内閣総理大臣の出席を求めその出席あるまで休憩することの動議」が可決されたため、議長松平恒雄君は、休憩を宣告するとともに直ちに内閣総理大臣の出席を要求した。吉田内閣総理大臣は、再開後の会議に出席した。

第十九回国会 昭和二十九年五月十四日の会議において、農林省関係法令の整理に関する法律案及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決に際し、議長河井彌八君は、政府当局の欠席は遺憾である旨を告げ、両案の採決の延期を諮り延期することに決した。

参照 二三五号、二三八号

三六二 国務大臣が議院の会議に欠席したことにつき弁明した例

第二回国会 昭和二十三年六月九日の会議において、国務大臣の演説に関する件の高瀬莊太郎君の質疑に対する答弁が終わった際、小林英三君は議事進行に関して発言し、大蔵大臣が会議中に中座し

たことについて大蔵大臣の弁明を得て議事を進めたい旨を述べたところ、北村大蔵大臣は弁明した。なお、翌十日の会議において、苦米地國務大臣（内閣官房長官）は、「昨日の参議院会議に、大臣の出席が少くて、又会議中に關係大臣が中座いたしましたために、会議の円滑な進行に支障を来しましたことは、政府におきましても誠に遺憾に存ずる次第でございます。（中略）今後両院及び政府の間には緊密な連絡を取りまして、両院の各種の委員会から同時に大臣の出席を求められ、いずれか一方に大臣が出席のできない場合におきましては、政務次官をして大臣に代って答弁させるようなことにいたし、適当な措置を講じたいと考えておる次第であります。又本會議と委員会が競合いたしましたして、同一の大臣を要求されます場合におきましては、政府といたしましては、原則として大臣は本會議の方へ出席する方針でございます。」と述べた。

以後、國務大臣が議院の會議に欠席したことについて弁明した例は、次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日 林國務大臣（副総理） 吉田内閣総理大臣の欠席について
弁明

第八回国会 昭和二十五年七月二十八日 林國務大臣（副総理） 關係大臣の出席が遅れ、會議を休憩に至らしめたことについて弁明―同月三十日更に吉田内閣総理大臣が弁明

第十五回国会 昭和二十八年二月二十五日 緒方國務大臣（副総理、内閣官房長官） 吉田内閣総理大

臣の欠席について弁明

第十九回国会 昭和二十九年三月二十九日 緒方國務大臣（副総理） 吉田内閣総理大臣の長期欠席について弁明

第二十二回国会 昭和三十年三月二十五日 重光外務大臣 出席が遅れ、会議を休憩に至らしめたことについて弁明

同 昭和三十年六月六日 鳩山内閣総理大臣 出席が遅れ、開会を遅延せしめたことについて弁明

第二十四回国会 昭和三十一年五月十六日 倉石國務大臣 出席が遅れ、緊急質問の途中で会議を休憩に至らしめたことについて弁明

第三十三回国会 昭和三十四年十一月二十六日 岸内閣総理大臣 十一月二十五日の会議に欠席し、会議を休憩かつ流会に至らしめたことについて弁明

第四百四十一回国会 平成九年十二月十二日 三塚大蔵大臣 十二月五日の会議への出席が遅れ、会議を中断せしめたことについて弁明

参照 三七五号

三六三 答弁を要求された国務大臣が欠席した場合の答弁に関する例

質疑又は緊急質問の際、答弁を要求された国務大臣が病気その他やむを得ない事故のため欠席した場合は、他の国務大臣が代わって答弁し、又はその答弁を留保し後刻若しくは他日の会議において答弁するのを例とする。ただし、留保した答弁について後刻又は他日の会議において他の国務大臣が代わって答弁したことがある。

答弁を要求された国務大臣が欠席した場合の答弁に関する主な例は、次のとおりである。

(一) 他の国務大臣が代わって答弁した例

第五十五回国会 昭和四十二年三月十八日の会議において、国務大臣の演説に関する件の横川正市君の質疑の際、答弁を要求された増田国務大臣（防衛庁長官）が欠席したため、佐藤内閣総理大臣が代わって答弁した。

第七十二回国会 昭和四十八年十二月十四日の会議において、国民生活安定緊急措置法案及び石油需給適正化法案（趣旨説明）の沢田政治君の質疑の際、答弁を要求された田中内閣総理大臣が欠席したため、二階堂国務大臣（内閣官房長官）が代わって答弁した。

(二) 答弁を留保し後刻又は他日の会議において答弁した例

第三十一回国会 昭和三十四年二月十三日の会議において、国民年金法案（閣法第一二三号）（趣旨説明）の小林英三君の質疑の際、答弁を要求された佐藤大蔵大臣が欠席したため、議長松野鶴平君は、「大蔵大臣の答弁は他日に保留いたします。」と告げた。佐藤大蔵大臣は、同月二十五日の会議において、松岡平市君の国際労働条約第八十七号の批准に関する緊急質問の議事に先立ち発言を求め、留保答弁を行った。

第五十五回国会 昭和四十二年五月十七日の会議において、国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度農業施策について）の渡辺勘吉君の質疑の際、答弁を要求された三木外務大臣が出席していなかったため、副議長河野謙三君は、「渡辺君に申し上げます。外務大臣の答弁は後刻に留保されました。御了承願います。」と告げた。三木外務大臣は、後刻出席し、北條雋八君に対する各国務大臣の答弁が終了した後、渡辺勘吉君に対する留保答弁を行った。

(三) 答弁を留保し後刻又は他日の会議において他の国務大臣が代わって答弁した例

第一回国会 昭和二十二年七月七日の会議において、国務大臣の演説に関する件の伊東隆治君の質疑に対する答弁が終わった際、議長松平恒雄君は、「羽仁君、河野君、細川君の質疑に対し、片

山総理大臣が病気のため当分出席ありませんから、この際西尾国務大臣より代って答弁がござい
ます。」と告げ、西尾国務大臣は、同月五日に行われた三君の質疑に対する答弁をした。

第十一回国会 昭和二十六年八月十八日（会期終了日）の会議において、椿繁夫君のベースアップ並
びに講和後の労働対策に関する緊急質問に対する吉田内閣総理大臣の答弁は留保されたが、再開
後の会議において、副議長三木治朗君は、「本日午前の会議における椿繁夫君の質問に対する答
弁のため、天野国務大臣から発言を求められました。」と告げ、天野国務大臣は、吉田内閣総理
大臣に代わって答弁した。

参照 三二一号

三六四 国務大臣が演説又は報告をするときは、あらかじめ文書 によりその旨を議長に通告する

内閣総理大臣の施政方針又は所信に関する演説、国務大臣の外交、財政、経済に関する演説及び内閣
総理大臣又は国務大臣の特殊な事件等の報告は、あらかじめ文書によりその旨を議長に通告するのを
例とする。

憲 第七二条
(憲 第六三条)

三六五 毎会期の始めに内閣総理大臣は施政方針等に関し、国務大臣は外交、財政、経済に関し演説するのを例とする

常会においては、開会式の後に、内閣総理大臣は施政方針に関し、国務大臣は外交、財政、経済に関し演説するのを例とする(第十四回国会、第五十四回国会及び第百十七回国会においては、衆議院が解散されたため、内閣総理大臣及び国務大臣の演説は行われなかった)。

臨時会においては、開会式の後に、内閣総理大臣は所信(施政方針)について演説し、国務大臣は外交、財政等に関し、必要に応じて演説するのを例とする(第三回国会、第三十五回国会、第六十九回国会、第七十三回国会、第七十九回国会、第八十三回国会、第八十六回国会、第九十九回国会、第百五回国会、第百十回国会、第百十五回国会、第百二十四回国会、第百三十三回国会、第百三十五回国会、第百三十七回国会、第百五十二回国会、第百六十回国会、第百六十七回国会、第百七十五回国会、第百八十一回国会、第百八十四回国会、第百九十一回国会、第百九十四回国会、第百九十九回国会及び第二百二回国会においては、内閣総理大臣及び国務大臣の演説は行われなかった)。

特別会においては、新内閣の諸準備を待つて行われる開会式の後に、内閣総理大臣は施政方針又は所信について演説し、国務大臣は外交、財政、経済に関し、必要に応じて演説するのを例とする（第八十九回国会、第九十二回国会、第百六回国会、第百三十八回国会、第百四十八回国会、第百五十八回国会、第百七十二回国会、第百八十二回国会、第百八十八回国会及び第百二十六回国会においては、内閣総理大臣及び国務大臣の演説は行われなかった）。

なお、財政に関する演説は、予算の提出に関連して行われるため、他の演説と分けて行われたことがある。すなわち、常会では第二回国会、臨時会では第六回国会、第十二回国会、第三十回国会、第七十六回国会、第百七回国会、第百二十二回国会、第百二十八回国会、第百三十四回国会、第百四十四回国会、第百四十六回国会、第百五十回国会、第百五十三回国会及び第百七十六回国会、特別会では第一回国会にその例がある。また、予算の提出前に予算に関する説明書が提出され、財政演説が行われた例がある。すなわち、常会では第八十回国会及び第八十四回国会、臨時会では第四十七回国会及び第八十五回国会、特別会では第百一回国会にその例がある。

参照 三三三号、一五九号、二四三号、二四四号、三二二号、三七四号

三六六 特殊な事件につき国務大臣が報告した例

災害その他内政又は外交上の重大な事件が起こったときは、内閣総理大臣又は所管の国務大臣がその事件について議院の会議において報告する。その主な例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年九月十八日の会議において、木村内務大臣、一松厚生大臣及び平野農林大臣は、東北及び関東地方の水害による被害状況及びその対策について報告した。

同 昭和二十二年十一月五日の会議において、片山内閣総理大臣は、平野農林大臣の罷免に関して報告した。

第十回国会 昭和二十六年五月七日の会議において、山崎運輸大臣は、桜木町駅における国電の事故に関して報告した。

第十三回国会 昭和二十七年三月六日の会議において、吉武国務大臣は、北海道地方の地震による災害に関して報告した。

同 昭和二十七年四月二十三日の会議において、野田国務大臣は、鳥取市の火災による災害に関して報告した。

第二十四回国会 昭和三十一年三月二十三日の会議において、重光外務大臣は、日ソ交渉の経過に

ついで報告した。

第四十回国会 昭和三十六年十二月十五日の会議において、安井国務大臣は、一部右翼、旧軍人等による不穏計画について報告した。

第七十一回国会 昭和四十八年二月十五日の会議において、愛知大蔵大臣は、国際通貨情勢に関して報告した。

第九十六回国会 昭和五十七年六月二十二日の会議において、鈴木内閣総理大臣は、帰国報告（先進国首脳会議、国連軍縮特別総会、ペルー・ブラジル訪問について）をした。

第二百二十回国会 平成三年四月二十六日の会議において、海部内閣総理大臣は、自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣に関して報告した。

第二百二十九回国会 平成六年六月十日の会議において、石井自治大臣は、衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関して報告した。

第三百三十六回国会 平成八年二月二十三日の会議において、橋本内閣総理大臣は、「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関して報告した。

参照 二四三号、三二三号、五五二号

三六七 法律に基づく内閣の国会に対する報告につき、文書報告

のほか、国務大臣が議院の会議において報告した例

法律に基づく内閣の国会に対する報告は文書によるが、文書報告のほか、国務大臣が議院の会議において報告することがある。会議において報告したものは次のとおりである。

農業基本法に基づく年次報告（昭和三十七年以後十九回）

沿岸漁業等振興法に基づく年次報告（昭和三十九年以後十六回）

中小企業基本法に基づく年次報告（昭和三十九年以後八回）

地方財政法に基づく地方財政状況（昭和三十九年以後四回）

林業基本法に基づく年次報告（昭和四十一年以後十四回）

公害対策基本法に基づく年次報告（昭和四十四年）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく実施計画等の報告（平成五年）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部の設置の報告（令和二年）

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく報告（令和二年以後三回）

なお、法律に基づく報告ではないが、地方財政計画については、昭和四十年以後（昭和六十二年、平成

二年、平成六年、平成八年及び平成二十三年を除く）毎年、国務大臣が議院の会議において報告している。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく報告は、第九十六回国会平成三十年六月一日の参議院改革協議会の報告を受け、令和二年以後毎年、国務大臣が議院の会議において報告している。

参照 二四五号、三二三号、四九五号

三六八 内閣提出議案の趣旨説明は、国務大臣が行うのを例とする

る

内閣提出議案の趣旨説明は、所管の国務大臣がこれを行うのを例とする。ただし、国務大臣以外の者が行ったことがある。その例は次のとおりである。

(一) 委員会審査省略議案の趣旨説明を行った例

第二回国会 昭和二十三年三月四日 警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案 林内事

局長官

第四回国会 昭和二十三年十二月十三日 未復員者給与法の一部を改正する法律案 平岡大蔵政務

次官

(二) 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明を行った例

第二十四回国会 昭和三十一年五月九日 売春防止法案 松原法務政務次官

第二十八回国会 昭和三十三年三月七日 恩給法等の一部を改正する法律案 今松総理府総務長官

第三十回国会 昭和三十三年十月八日 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を

改正する法律案 松野総理府総務長官

第四十八回国会 昭和四十年四月二十三日 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

臼井総理府総務長官

同 昭和四十年四月二十八日 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案 臼

井総理府総務長官

参照 二八二号、二八六号

(国
第
五
十
三
条
の
三)

三六九 決算は委員会付託に先立ち、財務大臣が議院の会議においてその概要を報告するのを例とする

決算は、委員会付託に先立ち、財務大臣が議院の会議においてその概要を報告するのを例とする。

参照 二八六号、三一三号、三五八号

三七〇 法律案について国務大臣が議院の会議において所信を表 明した例

法律案について国務大臣が議院の会議において所信を表明したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 法律案の国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に先立ち所信を表明した例

第六十一回国会 昭和四十四年六月十八日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に先立ち、佐藤内閣総理大臣は、同法律案に関して所信を表明した。

(二) 法律案の委員長報告後所信を表明した例

第十三回国会 昭和二十七年四月二十八日の会議において、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律案、外国人登録法案及び日本国との平和条約第十五条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件の委員

長報告の後、岡崎外務大臣は、第一及び第二の法律案に関して所信を表明した。

(三) 法律案可決後所信を表明した例

第一回国会 昭和二十二年十一月二十一日の会議において、失業手当法案及び失業保険法案が可決された際、米窪労働大臣は、両法の実施に関して所信を表明した。

第七十二回国会 昭和四十九年五月二十七日の会議において、国土利用計画法法案が可決された際、田中内閣総理大臣は、同法に関して所信を表明した。

参照 二八三号

三七一 議院の会議において決算につき警告の議決をしたときは、 内閣総理大臣が所信を表明するのを例とする

議院の会議において決算につき内閣に対し警告の議決をしたときは、内閣総理大臣が所信を表明するのを例とする。

(注) 第四百四十一回国会閉会后平成十年一月八日の議院運営委員会理事会上において、参議院制度改革検討会の答申に基づき、本会議において決算につき内閣に対し警告の議決をしたときは、内閣総理大臣に所信を述べさせ

る旨の決定があった。

参照 三五二号、三五八号、四九六号

三七二 議院の会議において決議案が可決されたときは、 國務大臣が所信を表明するのを例とする

議院の会議において決議案が可決されたときは、内閣総理大臣又は所管の國務大臣がその決議に対し所信を表明するのを例とする。ただし、國務大臣以外の者が所信を表明したことがある。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月十七日 海外残留同胞引揚促進に関する決議 近藤外務政務次官

同 昭和二十三年十一月二十六日 寒冷地手当並びに北海道における暖房用燃料手当支給

促進に関する決議 平岡大蔵政務次官

第八回国会 昭和二十五年七月二十六日 緊急失業措置に関する決議 山村労働政務次官

第十回国会 昭和二十六年二月二日 外航船腹緊急増強に関する決議 關谷運輸政務次官

同 昭和二十六年三月三十一日 國際放送の再開促進に関する決議 岡崎内閣官房長官

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十三日 漁港修築促進に関する決議 松浦農林政務次官

参照 二〇四号、三一七号

三七三 議院の決議に基づき内閣が採った措置について、 国務大

臣が議院の会議において報告した例

議院の決議が内閣に対し報告することを求めている場合は、内閣は、その決議に基づき採った措置を文書により報告するのを例とするが、文書報告をするとともに議院の会議において口頭報告を行い、又は口頭報告のみを行ったことがある。その例は次のとおりである。

(一) 文書及び口頭により報告した例

第一回国会 昭和二十二年十二月九日の会議において、和田国務大臣は、同月五日議決した総合燃料及び電力危機突破に関する決議に基づき内閣が採った措置について報告した（同日報告書受領）。

(二) 口頭報告のみを行った例

第四回国会 昭和二十三年十二月二十二日の会議において、平岡大蔵政務次官は、同月十一日議決した水産金融に関する決議に基づき内閣が採った措置について報告した。

第五回国会 昭和二十四年四月二十六日の会議において、吉田内閣総理大臣は、同月六日議決した阿波丸事件に基く日本国の請求権の放棄に関する決議に基づき内閣が採った措置について報告した。

参照 二〇四号、三一八号、四九六号

三七四 内閣が予算を修正した場合に、大蔵大臣が議院の会議においてその理由を説明した例

第二回国会 昭和二十三年七月三日の会議において、北村大蔵大臣は、昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算（いずれも予備審査）の内閣修正（七月二日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。

第十七回国会 昭和二十八年十一月二日の会議において、小笠原大蔵大臣は、昭和二十八年年度一般会計予算補正（第1号）及び昭和二十八年年度特別会計予算補正（特第1号）（いずれも予備審査）の内閣修正（十一月一日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。

第六十八回国会 昭和四十七年二月二十八日の会議において、水田大蔵大臣は、昭和四十七年度一般

会計予算（予備審査）の内閣修正（二月二十六日衆議院承諾）について説明した（質疑は行われなかった）。
第八十回国会 昭和五十二年三月十九日の会議において、坊大蔵大臣は、昭和五十二年一般会計予算及び昭和五十二年特別会計予算の内閣修正（三月十五日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。

第二百十回国会 平成三年三月一日の会議において、橋本大蔵大臣は、平成三年度一般会計予算及び平成三年度特別会計予算（いずれも予備審査）の内閣修正（二月二十五日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。
なお、次のような例がある。

第二十八回国会 昭和三十三年一月三十一日の会議において、一萬田大蔵大臣は、昭和三十三年度特別会計予算参照書の正誤について発言した。

（注）第六回国会における昭和二十四年度一般会計予算補正（第1号）外一案、第九回国会における昭和二十五年
度政府関係機関予算補正（機第2号）及び第五十回国会における昭和四十年年度一般会計補正予算（第2号）
について内閣修正が行われたが、いずれも議院の会議での説明はなかった。

参照 一九三号、三六五号

三七五 国務大臣が会議において発言を訂正し若しくは取り消し

又は発言につき釈明した例

国務大臣が議院の会議において発言した用語等を会議において訂正し若しくは取り消し又は発言について釈明したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 発言を訂正した例

第四回国会 昭和二十三年十二月七日の会議において、吉田内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の内村清次君の質疑に対する答弁中不穏当な言辞があれば議長において取り消されたい旨を述べ、さらに翌八日の会議において、昨日の内村君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九回国会 昭和二十五年十一月二十八日の会議において、佐々木良作君から、国務大臣の演説に関する件の木村禧八郎君の質疑に対する吉田内閣総理大臣の答弁中に誤りがあるとの議事進行の発言があったため、副議長三木治朗君は、政府に連絡の上適当に措置する旨を告げた。翌二十九日の会議において、議長佐藤尚武君は、内閣から、昨日の内閣総理大臣の答弁中日本発送電株式会社に関する発言は佐々木良作君指摘のとおりにつき訂正方取り計らわれないとの回答があった

旨を告げた。

第十三回国会 昭和二十七年一月二十六日の会議において、木村法務総裁は、国務大臣の演説に関する件の岡本愛祐君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第二十四回国会 昭和三十一年二月二十日の会議において、鳩山内閣総理大臣は、憲法調査会法案（趣旨説明）の千葉信君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第五十七回国会 昭和四十二年十二月十三日の会議において、水田大蔵大臣は、同月五日行った昭和四十二年度補正予算等についての演説中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第六十一回国会 昭和四十四年六月十八日の会議において、長谷川農林大臣は、国務大臣の報告に関する件（昭和四十四年産の米穀の政府買入れ価格の決定について）の報告中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第六十三回国会 昭和四十五年五月八日の会議において、中曾根国務大臣は、羽生三七君の日中国交回復等に関する緊急質問に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第七十五回国会 昭和五十年二月二十六日の会議において、三木内閣総理大臣は、一月二十九日の国務大臣の演説に関する件の二宮文造君の質疑に対する答弁中たばこ、酒、麦、塩の価格改定に関する発言は誤りであり、訂正する旨を述べた。

第七十一回国会 平成二十一年二月二日の会議において、麻生内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の水落敏栄君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第七十四回国会 平成二十二年六月十五日の会議において、菅内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の佐藤正久君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第七十七回国会 平成二十三年一月二十八日の会議において、菅内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の岩城光英君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第八十五回国会 平成二十五年十月十八日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の市田忠義君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九十五回国会 平成二十九年十二月四日の会議において、麻生財務大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成二十八年度決算の概要について）の報告中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九十五回国会 平成二十九年十二月四日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成二十八年度決算の概要について）の難波奨二君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九十六回国会 平成三十年五月三十日の会議において、上川法務大臣は、民法の一部を改正す

る法律案（趣旨説明）の若松謙維君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百九十八回国会 平成三十一年一月二十九日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成二十九年年度決算の概要について）の室井邦彦君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百九十八回国会 平成三十一年三月十三日の会議において、石田総務大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成三十一年度地方財政計画について）並びに地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）の森本真治君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百九十八回国会 令和元年六月七日の会議において、岩屋防衛大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成三十一年度（平成三十五年度）」に関する報告について）の報告中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百九十九回国会 令和元年十二月二日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の報告に関す

る件（平成三十年年度決算の概要について）の柴田巧君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第二百一回国会 令和二年五月十五日の会議において、加藤厚生労働大臣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第二百四回国会 令和三年二月二日の会議において、西村国務大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明中の用語の誤りについて訂正する旨述べた。

（二） 発言を取り消した例

第二十四回国会 昭和三十一年一月三十一日の会議において、議長河井彌八君は、国務大臣の演説に関する件の佐多忠隆君の質疑に対する鳩山内閣総理大臣の答弁中不穏当な言辞があれば、速記録を調査の上善処する旨を告げた。これに対し、鳩山内閣総理大臣は、同年二月二日の会議において、一昨日の佐多君の質疑に対する答弁中言葉の不足から真意を尽くし得なかったことにつき遺憾の意を表するとともに、その部分を取り消す旨を述べた。

第四十回国会 昭和三十七年一月二十四日の会議において、中村順造君は、国務大臣の演説に関する件の質疑の中で、辻武寿君に対する荒木文部大臣の答弁中「いわば終戦処理」という言葉は不

穩当であるからこれを取り消されたい旨を述べた。これに対し、荒木文部大臣は答弁の際、その発言について釈明するとともに取り消す旨を述べた。

第三百三十四回国会 平成七年十月三日の会議において、武村大蔵大臣は、國務大臣の演説に関する件の石井一二君の質疑に対する答弁中議員の質問に無関係のことにつき意見を述べたことはこれを取り消す旨を述べた。

(三) 発言につき釈明した例

第一回国会 昭和二十二年十一月二十四日の会議において、鈴木司法大臣は、小林英三君の林國務大臣の件に関する緊急質問に対する林國務大臣の答弁中に自己の発言に対する誤解があるとして釈明した。

第六回国会 昭和二十四年十一月十八日の会議において、吉田内閣総理大臣は、同月十六日の國務大臣の演説に関する件の星野芳樹君の質疑に対する答弁中の議會ことに參議院等において軽々しく軍備或いは戦争という問題を論議すべきでないとの発言について釈明した。

第十八回国会 昭和二十八年十二月二日の會議において、岡崎外務大臣は、國務大臣の演説に関する件の竹中勝男君の質疑に対する答弁中のソ連及び中共に残留する同胞の引揚げ問題のために國の外交方針を曲げることほしない旨の発言について釈明した。

第十九回国会 昭和二十九年一月二十九日の会議において、吉田内閣総理大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の荒木正三郎君の質疑に対する答弁中の愛国心に関する発言について釈明した。

第二十八回国会 昭和三十三年四月二十五日の会議において、岸内閣総理大臣は、日本労働協会法案の藤田藤太郎君の質疑に対する答弁中の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案の成立に努力するとの発言について、必ずしも自由民主党及び日本社会党の党首会談の申合せに反しない旨釈明した。

第三十一回国会 昭和三十四年三月四日の会議において、岸内閣総理大臣は、同年二月六日の矢嶋三義君の自衛隊戦闘機問題に関する緊急質問に対する同月二十五日の留保答弁に際し不注意のため答弁漏れその他疎漏の点があったことについて遺憾の意を表し、重ねて答弁した。

第三十四回国会 昭和三十五年二月三日の会議において、岸内閣総理大臣は、前日の施政方針に関する演説中国会審議を批判した発言について必ずしも適当でない表現があった旨釈明した。

第三十六回国会 昭和三十五年十月二十三日の会議において、周東国務大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の北條雋八君の質疑に対する答弁中の政治テロに対する身辺の保護は本人が辞退すれば別のことであるとの発言について釈明した。

第四十三回国会 昭和三十八年六月三十日の会議において、池田内閣総理大臣は、職業安定法及び

緊急失業対策法の一部を改正する法律案の阿具根登君の質疑に対する答弁中の参議院においても十分審議を願っていることと思うとの発言について、同法案を十分な審議期間を置いて提出したという意味で述べた旨釈明した。

第七十一回国会 昭和四十八年一月三十一日の会議において、田中内閣総理大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の占部秀男君の質疑に対する答弁中のわが国の防衛力は日米安全保障条約を前提としたものであり、これがなければ、いまよりも防衛力が大きくなるであろうとの発言について釈明した。

第七十二回国会 昭和四十九年一月二十五日の会議において、田中内閣総理大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の藤田進君の質疑に対する答弁中の労働組合の名において年に七、八十億円も集めているような団体があり、現実的に政治活動をしている旨の発言について釈明した。

第八十四回国会 昭和五十三年三月十七日の会議において、福田内閣総理大臣は、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）の佐藤昭夫君の質疑に対する答弁中の言いがかりである旨の発言について釈明した。

同 昭和五十三年三月二十九日の会議において、加藤國務大臣は、國務大臣の報告に関する件（新東京国際空港の開港延期及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為につ

いて)の玉置和郎君の質疑に対する答弁中の国家公安委員会の論議の内容を玉置議員はよく知っておられるかと思う旨の発言について釈明した。

第百八回国会 昭和六十二年二月三日の会議において、中曽根内閣総理大臣は、同年一月二十六日の施政方針に関する演説の中で述べた間接税制度の改革は売上税制度の創設を含めたものである旨釈明した。

第百二十八回国会 平成五年九月二十四日の会議において、山花国務大臣は、同年八月二十七日(第百二十七回国会)の国務大臣の演説に関する件の森山眞弓君の質疑に対する答弁中不適切な表現があったことについて釈明した。

第百三十四回国会 平成七年十月四日の会議において、武村大蔵大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の石井一二君の質疑に対する答弁中新進党に穏当を欠いた点があったことについて釈明した。

第百三十六回国会 平成八年六月十二日の会議において、長尾法務大臣は、同月十日の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅

金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（趣旨説明）の前田勲男君の質疑に対する答弁中の国会における議論や政府の考え方が裁判所の判断に当たって考慮されるとの発言について、誤解を与えた点があれば遺憾であり、適切でなかった旨釈明した。

第百五十六回国会 平成十五年四月十六日の会議において、細田国務大臣は、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（趣旨説明）の藤原正司君の質疑に対する答弁中の原子力発電問題につき汚らしいという感覚で議論する人もいるとの発言について釈明した。

なお、次のような例がある。

第七十回国会 昭和四十七年十月三十一日の会議において、田中内閣総理大臣は、同月二十八日の所信に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、改めてその部分について述べた。

第九十三回国会 昭和五十五年十月七日の会議において、鈴木内閣総理大臣は、同月三日の所信に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、改めてその部分について述べた。

同 昭和五十五年十一月十二日の会議において、園田厚生大臣は、健康保険法等の

一部を改正する法律案（趣旨説明）の安恒良一君の質疑に対する答弁に際し、説明中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、その部分について補足して述べた。

第百十四回国会 平成元年二月十日の会議において、宇野外務大臣は、外交に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、改めてその部分について述べた。

第百七十七回国会 平成二十三年一月二十七日の会議において、前原外務大臣は、同月二十四日の外交に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明した。

第百八十六回国会 平成二十六年六月二日の会議において、田村厚生労働大臣は、同年五月二十一日の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明に際し、事前に配付した趣旨説明書に誤りがあったことについて釈明し、再度、同法律案の趣旨説明を行った。

（注）国務大臣が自己の発言につき自らこれを訂正し又は取り消しても、議長が不穏当な言辞と認めその取消しを命じない限り、会議録はそのままとする。

参照 二七三号、三六一号

三七六 国務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告

げ、調査の結果、発言の訂正が行われた例

第五十回国会 昭和四十年十月十八日の会議において、国務大臣の演説に関する件の曾根益君の質疑に対する佐藤内閣総理大臣の答弁につき、副議長河野謙三君は、「ただいまの佐藤内閣総理大臣の発言につきましては、議長において、速記録を調査の上、適当な処置をとります。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

第七十一回国会 昭和四十八年六月二十七日の会議において、小平芳平君のPCB、水銀汚染等に関する緊急質問に対する田中内閣総理大臣の答弁につき、議長河野謙三君は、「先刻の小平芳平君の緊急質問に対する田中内閣総理大臣の答弁につきましては、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

第九十四回国会 昭和五十六年一月三十日の会議において、国務大臣の演説に関する件の田渕哲也君の質疑に対する渡辺大蔵大臣の答弁について、議長徳永正利君は、「先ほどの田渕哲也君の質疑に対する渡辺大蔵大臣の答弁中、不適当な発言があれば、速記録を調査の上、議長において適切な措

置をとります。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。第三百三十四回国会 平成七年十月三日の会議において、国務大臣の演説に関する件の石井一二君の質疑に対する武村大蔵大臣の答弁につき、議長齋藤十朗君は、「先ほどの石井君の質疑に対する武村大蔵大臣の答弁につきましては、議長において適切に措置いたします。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

参照 二七五号、三九六号

三七七 国務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告

げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採った

例

第十八回国会 昭和二十八年十二月二日の会議において、国務大臣の演説に関する件の竹中勝男君の質疑に対する答弁が終わった際、小笠原二三男君は、議事進行に関して発言し、岡崎外務大臣の答弁中不穏当な言辞につき議長において調査の上措置されたい旨を述べたところ、議長河井彌八君は、「速記録をよく取調べました上に善処いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の

取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第四十三回国会 昭和三十八年五月二十九日の会議において、秋山長造君の今次地方選挙における選挙違反に関する緊急質問に対する答弁が終わった際、米田勲君は、議事進行に関して発言し、篠田国務大臣の答弁中不穏当な言辞につき議長において調査の上措置されたい旨を述べたところ、議長重宗雄三君は、「速記録を調査の上しかるべく善処いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第六十四回国会 昭和四十五年十二月四日の会議において、公害対策基本法の一部を改正する法律案及び環境保全基本法案（趣旨説明）の小野明君の質疑に対する小林法務大臣の答弁について、副議長安井謙君は、「速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第六十八回国会 昭和四十七年六月二日の会議において、国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策について）の辻一彦君の質疑に対する木内国務大臣の答弁が終わった際、議長河野謙三君は、「答弁の中に不穏当の点がございましたら、議長において処理いたしたいと思います。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第二百二十七回国会 平成五年八月二十七日の会議において、国務大臣の演説に関する件の森山眞弓君の質疑に対する答弁が終わった際、議長原文兵衛君は、「先ほどの森山君の質疑に対する山花国務大臣の答弁につきましては、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

参照 二七二号、二七四号、三九九号

三七八 国務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うに至らなかつた例

第四十三回国会 昭和三十八年一月二十六日の会議において、国務大臣の演説に関する件の千葉千代世君の質疑に対する荒木文部大臣の答弁が終わった際、米田勲君は、議事進行に関して発言し、文部大臣の答弁中に不適當かつ不必要な言辞があったと思うので議長において調査の上措置されたい旨を述べた。副議長重政庸徳君は、「議長は、速記録を調査の上、善処いたします。」と告げたが、速記録を調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うことなくそのままこれを会議録に掲載した。

その他同例がある。

参照 二七六号

規 第九八条

三七九 国務大臣が自席から発言した例

議院の会議における国務大臣等の発言は、演壇において行うのを例とするが、国務大臣が歩行不自由のため自席から発言したことがある。その例は次のとおりである。

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日の会議において、国務大臣の演説に関する件の質疑に対する答弁に際し、議長河井彌八君は、鳩山内閣総理大臣に自席からの発言を許可した。第二十二回国会、第二十四回国会及び第二十五回国会にも同大臣につき同例がある。

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十三日の会議において、昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）外二案の質疑に対する答弁に際し、議長重宗雄三君は、手島郵政大臣に自席からの発言を許可した。

参照 二六七号